八九　外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入の一部を改正する件　一　六80三二

九〇　電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件　一　六81八

九一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正する件　一　六特13九四

九二　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件　一　六特13九五

九三　中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件　一　六九五

九四　輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件　一　七五

九五　工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件　一　七七

九六　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第二条第二項の規定に基づき特定ものづくり基盤技術を指定した件　一　八五一〇

九七　中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針の全部を改正した件　一　八五一一

九八　高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があった件　一　八六一三

九九　高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十四の規定に基づく指定保安検査機関の業務の全部を廃止する旨の届出があった件　一　八六一三

一〇〇　電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号並びに第五十六条の表第四号から第七号まで並びに第七十九条第一号並びに第九十四条第一項第六号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)及び(2)並びに別表第二の発電所の項中二の(一)の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)及び(2)の規定に基づき、小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を定める告示　一　八六一七

一〇一　電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示の一部を改正する告示　一　八七一七

一〇二　中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件　二　八四二〇

一〇三　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件　二　八六二五

一〇四　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件　二　八七二五

一〇五　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件　二　八七二五

一〇六　鉱山保安法施行規則第四十四条の四の二の規定に基づく指定記録保存機関の名称の変更の届出があった件　二　八七二六

一〇七　金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二十条の規定に基づく指定鉱害防止事業機関の名称の変更の届出があった件　二　八六二六

一〇八　平成二十四年度中小企業支援計画の要旨　二　八六二六96一四

一〇九　エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の一部を改正する告示　二　七二七97三一

七　**○経済産業省、環境省**

指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針の一部を改正する告示　二　〇92二二

八　**○特　許　庁**

登録調査機関の名称及び調査業務を行う事務所の所在地を変更する件　一　〇六

九　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき特定登録調査機関を登録した件　一　〇六

○国土交通省

三九六　横浜港における特定外貿埠頭の管理運営を行う者を指定した件　二　七

三九七　土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件　二　七

三九八　森吉山ダムの建設が完了した件　二　七

三九九　殿ダムの建設が完了した件　二　七

四〇〇　尾原ダムの建設が完了した件　二　七

四〇一　嘉瀬川ダムの建設が完了した件　二　七

四〇二　登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件　二　七

四〇三　海岸保全施設に関する直轄工事の一部を完了した件　三　六

四〇四　水先人に免許を与えた件　三　六

四〇五　地すべり防止区域を追加指定する件　三　七

四〇六　測量に関する専門の養成施設の登録の更新をした件　四　六

四〇七―四〇九　砂防法第二条の土地を指定する件　四　七

四一〇　青森空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があった件　五　七

四一一　中標津空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があった件　五　七

四一二　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　五　七